

別表第1(第4条関係)
西条市保育の実施基準表

(1)基本事項指数表

番号	適用(保護者1名につき適用は一番高い指数1個とする)			基本指数		
	類型	勤務形態	勤務時間等	父	母	
1	就労	常勤・パート等 ※1	160時間以上/月	10	10	
			140時間以上/月	9	9	
			120時間以上/月	8	8	
			80時間以上/月	7	7	
			64時間以上/月	6	6	
		自営業	中心者	140時間以上/月	9	9
				64時間以上/月から140時間未満/月	7	7
			協力者	140時間以上/月	7	7
				64時間以上/月から140時間未満/月	5	5
内職	64時間以上/月	4	4			
2	妊娠・出産	出産月前後2か月	出産予定日が属する月の前後2か月に入所の場合	—	8	
3	疾病・負傷	入院	概ね1ヵ月以上の入院が必要と診断された場合	10	10	
		自宅療養	疾病等により常時寝たきりの状態にある場合	10	10	
	精神疾患により保育に著しく支障をきたす場合		8	8		
	その他定期的な通院を要する場合		5	5		
障害		身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者	10	10		
		身体障害者手帳3級以下、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級所持者	8	8		
4	介護・看護	入院	常時付添の必要性がある場合	10	10	
			その他の場合	5	5	
		自宅療養	自立不可能者の介護・看護の場合	7	7	
			その他の場合	3	3	
5	災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に常時あたっている場合	10	10	
6	求職・起業	就労内定	上記1に該当する指数から-1点 ※2	—	—	
		就労未定	就労が決まっていない場合	2	2	
		起業準備	上記1に該当する指数から-1点 ※3	—	—	
7	就学	技能取得等	上記1に該当する指数 ※4	—	—	
8	虐待・DV		虐待又はDVを受ける恐れがあると認められた場合	10	10	
9	その他		離婚、死別、行方不明、拘束、離婚前提による別居 ※5	15	15	

※1 保険外交員等の個人営業に従事している者、法人化している会社に従事している自営業者は、常勤・パート等とする。

※2 雇用(内定)証明書の提出があった場合に適用。

※3 起業後の内容や起業準備の状況を確認できる書類の提出があった場合に適用

※4 カリキュラム等の証明の提出があった場合に適用

※5 保護者のどちらか一方がいない場合にいない方の保護者の指数とする。(確認できる書類が必要)

(2)調整事項指数表

番号	適用	調整指数	
1	ひとり親世帯	6	
2	生活保護世帯	6	
3	虐待・DV(保護命令等の証明)	6	
4	育休復帰	4	
	入所不可により育児休業期間を延長後の復帰(※確認できた場合に限り)	1	
5	地域型保育施設の入所期限満了で卒園するもので連携施設に入所出来ない場合(転園希望除く)	4	
6	兄弟姉妹入所	兄弟姉妹が在園している施設の利用を希望	4
	兄弟姉妹が同時に同施設の利用を希望	1	
7	認可外施設を利用している場合(※確認できた場合に限り)	1	
8	生計中心者の失業の場合(※自己都合による失業を除く)	2	
9	児童が障がい有する場合(障害者手帳または療育手帳、特別児童扶養手当受給者)	1	
10	保護者のどちらかが市内の認可保育施設に保育士、保育教諭、看護師等として就労、または就労予定	6	
11	保護者のどちらかが単身赴任している場合(通勤時間が片道2時間以上)	1	
12	保護者の住所と保育施設が、同中学校区内にある場合	1	
13	保育が可能な65歳未満の同居の祖父母(親族)がいる場合	-3	
14	保育料の滞納がある場合(3か月以上)	-5	

別表第2(第4条関係)

1 優先順位の判定は、保護者のそれぞれについて保育の実施基準表にあてはめて得られた基本指数と該当する調整指数を合算し、指数上位の世帯を優先する。

2 保育の必要性を証明する書類を期限までに提出しない世帯は、利用調整の対象外とする。

3 基本指数と調整指数の合計が同点となる場合は、次の順に優先とする。

番号	事由
1	基本指数が高い世帯
2	申込児童に兄弟姉妹がいる場合(兄弟姉妹の人数が多い世帯)
3	世帯の市民税額(所得割)が低い世帯